適格機関投資家等特例業務届出者の業務廃止命令処分の公告

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第63条の５第３項の規定に基づき、次の適格機関投資家等特例業務届出者に対し、業務の廃止を命じたので、同法第63条の５第６項の規定により公告する。

１．業務廃止を命じられた適格機関投資家等特例業務届出者の名称等

・商号又は名称　有限会社シオンアートクリエート
住所又は所在地　富山県高岡市福岡町福岡新740

・商号又は名称　株式会社ナビエージェンシー
住所又は所在地　石川県金沢市北安江４丁目12―27―１シダームＢ206

２．業務廃止命令年月日
平成29年１月31日
平成29年２月22日

北陸財務局長　吉岡健一郎

適格機関投資家等特例業務届出者の業務廃止命令処分の公告

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第63条の５第３項の規定に基づき、次の適格機関投資家等特例業務届出者に対し、業務の廃止を命じたので、同法第63条の５第６項の規定により公告する。

１．業務廃止を命じられた適格機関投資家等特例業務届出者の名称等

・商号又は名称　Ｓ　Ｆｉｎａｎｃｉａｌ　Ｅｓｔａｔｅ合同会社
住所又は所在地　愛知県大府市柊山町４―91Ａ３

・商号又は名称　株式会社Ｑｕｅｓｓ　Ｐａｒａｙａ
住所又は所在地　愛知県岡崎市薮田１―12―５

・商号又は名称　株式会社グルーヴライフ
住所又は所在地　愛知県名古屋市東区葵二丁目３番22号　ハウスアベニュー２階Ｃ号

・商号又は名称　株式会社ドリカシステム
住所又は所在地　岐阜県岐阜市宇佐南１丁目18―10

・商号又は名称　ＭＡＧＮＯＬＩＡ合同会社
住所又は所在地　愛知県名古屋市中区金山二丁目14番９号

２．業務廃止命令年月日
平成29年１月31日
平成29年２月22日

東海財務局長　長谷川　靖

適格機関投資家等特例業務届出者の業務廃止命令処分の公告

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第63条の５第３項の規定に基づき、次の適格機関投資家等特例業務届出者に対し、業務の廃止を命じたので、同法第63条の５第６項の規定により公告する。

１．業務廃止を命じた適格機関投資家等特例業務届出者の名称等

・商号又は名称　株式会社インタードリームホールディングス
住所又は所在地　京都府京都市伏見区向島二の丸町151―58番地１－４棟―411号

・商号又は名称　ウルトラテクニカ合同会社
住所又は所在地　大阪府大阪市西区江戸堀２－１－15―1107

・商号又は名称　株式会社オアシス
住所又は所在地　京都府京都市上京区武者小路通室町東入梅屋町462番地の１

・商号又は名称　ＮＯＢＬＥ合同会社
住所又は所在地　京都府京都市上京区武者小路通室町東入梅屋町462番地の１

・商号又は名称　株式会社ファインドファイン
住所又は所在地　大阪府大阪市淀川区新高六丁目５番24号

２．業務廃止命令年月日
平成29年１月31日
平成29年２月22日

近畿財務局長　美並　義人

適格機関投資家等特例業務届出者の業務廃止命令処分の公告

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第63条の５第３項の規定に基づき、次の適格機関投資家等特例業務届出者に対し、業務の廃止を命じたので、同法第63条の５第６項の規定により公告する。

１．業務廃止を命じられた適格機関投資家等特例業務届出者の名称等

・商号又は名称　株式会社モモトラスト
住所又は所在地　岡山県岡山市北区下石井１－１－１

２．業務廃止命令年月日
平成29年１月31日
平成29年２月22日

中国財務局長　成田　耕二

適格機関投資家等特例業務届出者の業務廃止命令処分の公告

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第63条の５第３項の規定に基づき、次の適格機関投資家等特例業務届出者に対し、業務の廃止を命じたので、同法第63条の５第６項の規定により公告する。

１．業務廃止を命じられた適格機関投資家等特例業務届出者の名称等

・商号又は名称　株式会社瀬戸内ファンド
住所又は所在地　香川県高松市屋島西町1921番地１

２．業務廃止命令年月日
平成29年１月31日
平成29年２月22日

四国財務局長　余島　義豊

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第４号
北海道苫小牧市春日町１丁目４番３号
債務者　有限会社グリーンオート
代表者代表取締役　鳥居　信次
１　決定年月日時　平成29年２月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中野　正敬
４　破産債権の届出期間　平成29年３月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月12日午前10時15分

札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第４４３号
東京都葛飾区宝町１丁目15番18号
債務者　有限会社小杉運送店
代表者代表取締役　小杉早知子
１　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　渡邉　義基
４　破産債権の届出期間　平成29年３月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月12日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４４６号
東京都千代田区東神田１丁目４番11号
債務者　有限会社アイエスプリント
代表者代表取締役　平野　信光
１　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　船江　莉佳
４　破産債権の届出期間　平成29年３月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月19日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４５１号
東京都中央区銀座７丁目13番４号
債務者　オーシャンズホールディングス株式会社
代表者代表取締役　西山　輝隆
１　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　横山恵美子
４　破産債権の届出期間　平成29年３月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月11日午後２時

東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４７２号
東京都渋谷区宇田川町２番１号　渋谷ホームズ1104号室
債務者　株式会社キャロラインズ
代表者代表取締役　武笠　　誠
１　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　西田　弥代
４　破産債権の届出期間　平成29年３月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月12日午後１時30分

東京地方裁判所民事第20部